[研修の手引き]

令和7年度 福島県介護支援専門員法定研修

実 施 要 領

専門研修 I

専門研修Ⅱ

主任介護支援専門員研修

主任介護支援専門員更新研修

福 島 県 一般社団法人福島県介護支援専門員協会

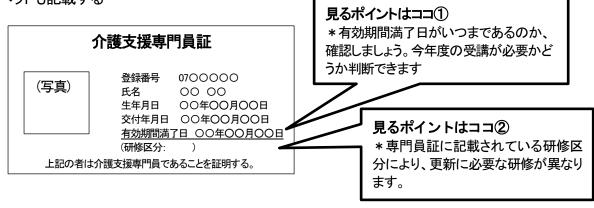
目 次

1	受講する研修の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	「令和7年度法定研修受講要件フローチャート」・・・・・・・・2
3	実施要項
	専 門 研修 I · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	専 門 研 修 Ⅱ · · · · · · 4•5
	主 任 介 護 支 援 専 門 員 研 修 6-7
	主任介護支援専門員【更新研修】8-9
4	研修受講及び研修手続きの流れ(案)・・・・・・・・・・・・・・10
5	共通確認事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
6	介護支援専門員証の更新に係わる研修等 Q&A・・・・・・ 16~18
7	令和7年度福島県介護支援専門員研修 実施一覧(案)19
8	法定研修プログラム(案)
	専 門 研 修 I · · · · · · · 20
	専 門 研 修 Ⅱ · · · · · · · 21
	主 任 介 護 支 援 専 門 員 研 修 22
	主任介護支援専門員【更新研修】23
9	介護支援専門員の資格に関して・・・・・・・・・・・・・・24・25
10	O 「介護支援専門員の研修体系」······26 • 27
1-	1 更新研修(実務未経験者)•再研修のお知らせ·····28

受講する研修の確認方法

- ◎基本的な介護支援専門員の資格更新、研修体系については【福島県庁のホームページ】または P26・27 にて「介護支援専門員の研修体系」を確認すること。
- 1 手元に介護支援専門員証(以後、「専門員証」)を準備する
- 2 当協会ホームページの「令和7年度法定研修受講要件フローチャート」を実施し結果を印刷する(P2 参照)
- 3 「研修の手引き」にて2の結果を元に受講する研修の実施要項の対象者に当てはまるか再度確認する
- 4 1~3を確認した上で質問がある場合は、当協会ホームページの「問い合わせフォーム」から問い合わせる

※問い合わせる際は「令和7年度法定研修受講要件フローチャート」の結果で表示されたアルファ ベットも記載する



専門員証の更新に必要な研修							
専門員証に記載された 実務経験 有無 研修区分	A	в•с	ρ·Ε	F			
※実務経験についてP16参照							
専門員証の交付年月日以降の	専門研修 I	専門研修Ⅱ	専門研修 I	主任介護支援専門員更新研修			
実務経験有	&		&	(受講要件を満たさない場合は			
	専門研修Ⅱ		専門研修Ⅱ	専門研修Ⅱ)			
専門員証の交付年月日以降の	更新研修(実務 未 経験者)						
実務経験 無							

「研修区分」欄のアルファベットは、前回下記の研修を修了し専門員証を交付したことを示しています。
(A:実務研修 B:専門 I +専門 II C:専門 II D:更新研修(未経験) E:再研修 F:主任更新研修)
※ただし、福島県以外の専門員証の方は、研修区分の記載が異なりますので、どの研修を修了して専門員証を交付されたかを元に福島県の研修区分に当てはめてご確認ください。

令和7年度法定研修受講要件フローチャート



令和7年度 専門研修 I

目的

一定の実務経験を有する介護支援専門員に対して、必要に応じた専門知識、技能の修得を早期に図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

対象者

下記、対象者①または②に当てはまる者。

※研修区分については P1・実務経験についてはP16 参照

<対象者①更新研修> (「更新者」と呼称します)

下記(1)~(4)の受講要件に全てに当てはまる者

- (1) 専門員証の研修区分が A・D・E のいずれかである。
- (2) 現在の専門員証の有効期間満了日が<u>令和8年1月1日から令和8年12月31日まで</u>の日付である。
- (3) 現在の専門員証の交付年月日から令和7年4月30日時点で、介護支援専門員としての実務経験がある。(令和7年4月30日時点、実務に就いていない者も含む)
- (4) 現在の専門員証の交付年月日以降に「専門研修 I 」を修了していない。
- ※資格を更新するためには今年度「専門研修 I 」及び「専門研修 II 」の両方を修了しなければならない
- ※1つでも当てはまらない場合<対象者①>として受講はできない

<対象者②現任研修> (「現任者」と呼称します)

下記(1)~(4)の受講要件に全てに当てはまる者は、前もって今年度受講可能

- (1) 専門員証の研修区分が A·D·E のいずれかである。
- (2) 介護支援専門員として令和7年4月30日時点、実務に従事している。
- (3) 現在の専門員証の交付年月日から<u>令和7年4月30日時点</u>で介護支援専門員としての 実務経験が<u>6か月以上ある。</u>
- (4) 現在の専門員証の交付年月日以降に「専門研修 I 」を修了していない。
- ※すべてに当てはまった場合、有効期間満了日の1年以上前であっても受講可能 ただし、1つでも当てはまらない場合<対象者②>として受講はできない

申込期間

令和7年4月10日(木)~令和7年4月23日(水)

定員

160名

※定員を超えた場合は〈対象者②現任研修〉の者で申込みが遅い者から受講不可とする

注意事項

- ◎専門員証の研修区分が <u>A·D·E のいずれか</u>の者が、資格を更新するためには「専門研修 I 」及び「専門研修 II 」の両方を有効期間満了日までに修了し更新手続きをする必要がある。
- ◎「専門研修 II」受講開始前までに「専門研修 I」を修了する必要がある。
- ◎有効期間が切れた後は介護支援専門員としての実務に従事できない。
- ◎有効期間は登録している県や更新時期により異なる場合あり。必ず介護支援専門員証で確認すること。

令和7年度 専門研修Ⅱ

目的

一定の実務経験を有する介護支援専門員に対して、必要に応じた専門知識、技能の 修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図る ことを目的とする。

対象者

下記、対象者①~④いずれかに当てはまる者。

※研修区分については P1・実務経験については P16 参照

<対象者①更新研修(初回の更新)> (「更新者」と呼称します)

下記(1)~(5)の受講要件に全てに当てはまる者

- (1) 専門員証の研修区分が <u>A·D·E のいずれか</u>である。
- (2) 現在の専門員証の有効期間満了日が<u>令和8年1月1日から令和8年12月31日まで</u>の日付である。
- (3) 現在の専門員証の交付年月日から令和7年4月30日時点で、介護支援専門員としての実務経験がある。
- (4) 現在の専門員証の交付年月日以降に専門研修 I を既に修了している。又は今年度専門研修 I を修了する予定である。
- (5) 現在の専門員証の交付年月日以降に「専門研修Ⅱ」を修了していない。
- ※1つでも当てはまらない場合く対象者①>として受講はできない

< 対象者②更新研修(2回目以降の更新) > (「更新者」と呼称します)

下記(1)~(4)の受講要件に全てに当てはまる者

- (1) 専門員証の研修区分が B·C·F のいずれかである。
- (2) 現在の専門員証の有効期間満了日が<u>令和8年1月1日から令和8年12月31日まで</u>の日付である。
- (3) 現在の専門員証の交付年月日から令和7年4月30日時点で、介護支援専門員としての実務経験がある。
- (4) 現在の専門員証の交付年月日以降に「専門研修Ⅱ」を修了していない。
- ※1つでも当てはまらない場合く対象者②>として受講はできない

<対象者③現任研修(初回の更新)>(「現任者」と呼称します)

下記(1)~(6)の受講要件に全てに当てはまる者

- (1) 専門員証の研修区分が A-D-E のいずれかである。
- (2) 現在の専門員証の有効期間満了日が<u>令和9年1月1日から令和9年12月31日まで</u> の日付である。
- (3) 介護支援専門員として令和7年4月30日時点、実務に従事している。
- (4) 現在の専門員証の交付年月日から令和7年4月30日時点で介護支援専門員としての実務経験が3年以上ある。
- (5) 現在の専門員証の交付年月日以降に専門研修 I を既に修了している。又は今年度専門研修 I を修了する予定である。
- (6) 現在の専門員証の交付年月日以降に「専門研修Ⅱ」を修了していない。
- ※すべてに当てはまった場合、有効期間満了日の1年以上前であっても受講可能。 ただし、1つでも当てはまらない場合<対象者③>として受講はできない

<対象者(4)現任研修(2回目以降の更新)>(「現任者 に呼称します)

下記(1)~(5)の受講要件に全てに当てはまる者

- (1) 専門員証の研修区分が B·C·F のいずれかである。
- (2) 現在の専門員証の有効期間満了日が<u>令和9年1月1日から令和9年12月31日まで</u>の日付である。
- (3) 介護支援専門員として令和7年4月30日時点、実務に従事している。
- (4) 現在の専門員証の交付年月日から令和7年4月30日時点で介護支援専門員としての実務経験が3年以上ある。
- (5) 現在の専門員証の交付年月日以降に「専門研修Ⅱ」を修了していない。
- ※すべてに当てはまった場合、有効期間満了日の1年以上前であっても受講可能。 ただし、1つでも当てはまらない場合<対象者④>として受講はできない

申込期間

令和7年6月20日(金)~令和7年7月3日(木)

定員

600名

※定員を超えた場合は<対象者③現任研修(初回)>及び<対象者④現任研修(2回目以降)>の者で申込みが遅い者から受講不可とする

注意事項

◎専門員証の研修区分が A·D·E のいずれかの者が、資格を更新するためには「専門研修 I 」及び「専門研修 II 」の両方を有効期間満了日までに修了し更新手続きをする必要がある。

また、「専門研修Ⅱ」の受講開始前までに「専門研修Ⅰ」を修了する必要がある。

- ◎有効期間が満了した後は介護支援専門員としての実務に従事できない。
- ◎有効期間は登録している県や更新時期により異なるため、お手持ちの専門員証で確認すること。
- ◎専門員証の研修区分が「F」の者は、P8·9も確認すること。

令和7年度 主任介護支援専門員研修

目 的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

対象者

- ① 初めて主任介護支援専門員研修を受講する者(過去に主任介護支援専門員研修を受講したことがない者)
- ② 過去に主任介護支援専門員研修を受講したが主任介護支援専門員資格を令和7年4月30日 時点で失効している者
- ③ ①②いずれかの要件を満たし、なおかつ下記、【要件1】~【要件4】を全て満たす者

※ただし、更新研修(未経験)または再研修を受講したことがある者は、それまでの研修受講履歴と実務経験は換算できない。そのため、更新研修(未経験)または再研修を修了後に専門員証を交付され介護支援専門員として勤務した時点から換算すること(※詳しくは P18 参照)

※実務経験についてはP16参照。

【要件 1】

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する現任の介護支援専門員(介護支援 専門員の業務に従事している者)である(令和7年4月30日時点)

【要件 2】

最初に専門員証を交付されてから令和7年3月31日までに介護支援専門員専門研修Ⅱ又は 更新研修(専門研修Ⅱ)を修了している者

※更新研修(未経験)または再研修を受講したことがある者は、更新研修(未経験)または再研修修了後に<u>専門員証を交付されてから</u>令和7年3月31日<u>までに</u>介護支援専門員専門研修Ⅱ 又は更新研修(専門研修Ⅱ)を修了している必要がある。

【要件 3】

下記①~③を全て満たす者

- ① 介護支援専門員の業務への十分な知識と経験、ケアマネジメント力を有する者で、**自ら積極的に研修に参加できる者**
- ② 他の介護支援専門員へのケアマネジメント実践における指導・支援などの**実践事例がある者**
- ③ 所定の研修をすべて受講でき、受講後は県や市町村、地域包括支援センター等が実施する介護支援専門員の資質向上に係る研修等に講師・ファシリテーターとして協力できる者

7 冊/4 ▲ 3	
【要件 4】	,
下記①から④の <u>いずれか</u> 一つに該当する者	
※下記要件内の「従事した期間」・「作成している期間」とは、最初に専	申込時添付書類
門員証を交付されてから令和7年4月30日時点までの全期間。	
ただし、更新研修(未経験)または再研修を受講したことがある者は、	<u>※必須</u>
更新研修(未経験)または再研修修了後に専門員証を交付されてから	
<u>令和7年4月30日までの期間。</u>	
①専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間※が通	「従事証明書様式1」
算 60 か月以上 である者	
(居宅介護支援事業所の管理者との兼務は、従事した期間として	
算定できる。)	
② 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーで	「従事証明書様式1」
専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間※が通算し	 及び
て36か月以上である者	「日本ケアマネジメント学会認
	定ケアマネジャーの認定証」
③ 現在社会福祉士や保健師等として、地域包括支援センターに	「従事証明書様式1」
配置されている者で、介護支援専門員を取得してから、予防プラ	
ンを作成している期間※が通算 60 か月以上ある者	
④ 専任・兼任を問わず常勤の介護支援専門員として従事した期	「従事証明書様式1」
間が通算して 60 か月以上で主たる業務が介護支援専門員であ	「化争证明音が入り」
り、 介護支援専門員に関する研修講師 を務めた経験がある等 指	及び
	及い
	「活動実績証明書様式 2」
「指導者としての経験」とは、市町村・各種団体・事業所等で行われる介	1日かりンパンピー(1)日 1か こ/ 7]
護支援専門員に関する研修の講師(令和4年4月1日から令和7年4月	
30 日時点までの実績)。または、研修講師以外の介護支援専門員の育	
成や指導に関わる活動(令和4年4月1日から令和7年4月30日時点	
までの中で24か月以上の活動実績も含む。	
)必要な塩中津粕が全てそるわないと	 中心吐法从事粉(+ 少协会+

〇必要な提出書類が全てそろわないと、受講申込みの受付ができません。申込時添付書類は、当協会ホームページに掲載してあります。申込時に添付できるよう、事前に準備してから、申込みフォームの入力をしてください。(申込時添付書類の郵送は不要です)

申込期間

令和7年7月11日(金)~令和7年7月24日(木)

定員

120名

※定員を超えた場合は申込みが遅い者から受講不可とする

注意事項

- ◎主任介護支援専門員資格の有効期間が残っている方は受講できない。
- ◎「主任介護支援専門員研修」の受講だけでは専門員証の資格更新はできない。 専門員証の資格を更新する為には、「主任介護支援専門員研修」とは別に「専門研修Ⅱ」を修了 し更新手続きをする必要がある。
- ◎専門員証の有効期限が切れた後は介護支援専門員としての実務に従事できない。
- ◎今後、国のカリキュラムの見直しがあった場合は、要件が変更される可能性がある。次年度以降の受講要件ついては、決定次第当協会ホームページに掲載する。

令和 7 年度 主任介護支援専門員更新研修

目 的

主任介護支援専門員が、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を得て、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

対象者

下記、【要件1】及び【要件2】を満たす者で、かつ【要件3】(1)~(4)または【要件4】(1)~(2)のいずれかに当てはまる者

※実務経験についてはP16参照

【要件 1】

主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書の有効期間満了日が令和8年1月1日から令和9年12月31日までの者

【要件 2】	
下記に該当する者	申込時添付書類 ※必須
他の介護支援専門員へのケアマネジメント実践における指導・支援を日常的に行っており、指導事例を提出できる者	「介護支援専門員へのケアマネ ジメント実践指導事例」様式3

【要件 3】	
現在の主任介護支援専門員の有効期限内に県や市町村、 地域包括支援センター等が実施する介護支援専門員の資 質向上に係る研修等に協力した実績がある者として、下記 (1)~(4)のいずれか一つに該当する者	申込時添付書類 <u>※必須</u>
(1) <u>介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験</u> がある者 (現在の主任介護支援専門員有効期間内で1回以上の実績を経験とする。)	「受講要件申告書 3(1)様式 4」 及び 「実績が確認できる書類」
(2)日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 (現在の主任介護支援専門員有効期間内の実績を経験とする。)	「受講要件申告書 3(2)様式 5」 及び 「実績が確認できる書類」
(3)介護支援専門員実務研修の見学実習において実習指導者として指導を行った者 (現在の主任介護支援専門員有効期間内に1回以上。)	「受講要件申告書 3(3)様式 6」」 及び 「見学実習において実習指導した 証明書」(実施機関の公印のある もの)
(4)地域同行型研修のアドバイザーとして介護支援専門員 の指導を行った者	「受講要件申告書 3(4)様式 7」」 及び 「地域同行型研修のアドバイザー として介護支援専門員の指導し た市町村発行の証明書」

	【要件 4】	
主任介護支援専門員の業務I 者として、下記(1)~(2)のいず	申込時添付書類 <u>※必須</u>	
(1)地域包括支援センターや間の研修等に年4回以上参加し年4回とは、現在から過去5年間おいて、任意の12ヶ月間内で4日なお、1回あたりの研修時間は棚下【研修内容】に当てはまるものと	「受講要件申告書 4(1)様式 8」 及び 「介護支援専門員の法定外研修 受講の証明書」様式 9	
※事例検討会や多職種の会議は 【研修内容】下記1~9	· 日本ない,	
①ケアマネジメントに関すること	②介護支援専門員の倫理、役 割	
③疾患の理解、ターミナルケア	④多職種協働(連携)	
⑤高齢者福祉に関すること	⑥介護支援専門員の人材育成と対人援助者監督指導(スーパービジョン)	
⑦介護支援専門員に対する指導・支援技術に関すること	⑧相談援助技術(ソーシャルワークを含む)	
⑨地域づくり、地域包括ケアシステムに関すること		
(2)日本ケアマネジメント学会 一	が認定する認定ケアマネジャ	受講要件申告書 4(2)様式 10」 及び 「認定ケアマネジャー認定証」

- ○「実績が確認できる書類」については各受講要件申告書をご確認ください
- ○必要な提出書類が全てそろわないと、受講申込みの受付ができません。申込時添付書類は、当協会ホームページに掲載してあります。申込時に添付できるよう、事前に準備してから、申込みフォームの入力をしてください。(申込時添付書類の郵送は不要です)
- 〇令和 8 年度以降に受講する場合、要件が変更となる可能性がありますので、受講する年度の研修の手引きをご確認ください。

申込期間

令和7年4月24日(木)~令年7年5月7日(水)

定員

300名

※定員を超えた場合は【要件1】の主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書の有効期間満了日が遠い者から受講不可とする。

注意事項

- ◎先に専門研修Ⅱを修了し専門員証を更新する必要がある場合がある。
 - 詳しくは、【介護支援専門員証の更新に係る研修等 Q&A】の Q10(本紙 P18)を参照。
- ◎専門員証の有効期間満了日までに「主任介護支援専門員更新研修」を修了し専門員証の更新交付申請をする場合、専門員証と主任介護支援専門員の資格を併せて更新することができる。
- ◎専門員証の有効期限が切れた後は介護支援専門員としての実務に従事できない。
- ◎今後、国のカリキュラムの見直しがあった場合は、要件が変更される可能性がある。次年度以降の受講要件ついては、決定次第当協会ホームページに掲載する。

研修受講及び手続きの流れ(案)

		手順	内容	注意事項	間い合わせ先								
1		申込み	当協会HPより受講を申込む	・研修ごとに申込期間が異なる(P12参照) ・申込期間外は受け付けない									
2	メール 受信①		申込み完了後すぐに、申込み完了のメー ルを受け取る(自動送信のため再送不可)	・メールが届かない場合は申込みが完了していない可能性有※要確認※									
3	E	3程詳細 確認	申込期間終了頃、各自日程詳細を確認す る	・当協会HP「新着情報」に掲載 ※掲載時期は各研修の申込期間終了頃	県 C M								
4	奖	^泛講内定	県高齢福祉課が、要件を確認し対象者を 内定する。受講内定者は、当協会より「5 メール受信②」にて「受講内定通知」をメー ルで受け取る	・送付日は「日程詳細」参照 ・受講非該当の方には理由等を連絡する	協会								
5		メール 受信②	「受講内定通知」をメールで受け取る	・「受講内定通知」をよく確認する ・申込時に入力したメールアドレスにて受信									
6	•	手数料 納入	福島県庁HP掲載の「 手数料払込書」 を県 庁へ郵送(簡易書留で送付)する	・手数料分の収入証紙にて納付	高齢福祉課福島県庁								
7	塓	や講確定	当協会より「受講確定メール」を受け取る	・手数料の納入をもって「受講確定」となる ・手数料納入がない場合は受講取消しとする	祖県庁課								
			※必読「受講の進め方」研修ご	とに後日掲載									
8		受講期間 開始	オンライン研修システムにログインし、各自 受講を開始する	・講義・座学動画視聴、確認テスト、研修記録シート受講前分の提出など									
9										演習日程 申込み	オンライン研修システムから、希望する演 習日を申込む	·先着順	
10	受講期	演習日程 確定	「承認」された、演習日にて確定	※その他詳細は別途お知らせ									
11	間	事前課題 実施·提出	各自演習事前課題を確認し取り組む	・研修ごとに異なる ・提出時期、方法の指示に従う									
12		受講期間 終了	全て完了できない場合は受講継続不可	・当協会で1人ずつ確認後、演習日前までに確認が完了した旨メールを送る ※未完了者はその時点で受講取消しとする	県 C M								
13	演習出席 + 演習後課題 提出		・専門Ⅰ、専門Ⅱ、主任CM【更新研修】は オンライン演習に参加する ・主任CM研修は会場に集まり演習に参加 する ・研修システムより、研修記録シート評価等 の事後課題を提出する	・専門 I、専門 II、主任CM【更新研修】の受講者はオンライン受講環境を事前に準備、確認しておく ※オンライン研修の詳細は別途お知らせ・主任CM研修は会場に集まる演習を行う「集合研修」 ※事後課題については「受講の進め方」参照	協会								
14	修了証明書 受領		演習の出席状況や演習後課題提出の内容 を精査後に郵送される修了証明書を受領 をする。	・すべての提出物確認後修了証明書発行 ・申込時に申告のあった自宅住所へ郵送 ※演習日により修了証明書発送日が異なる									
15		更新 手続き	福島県庁のHPから申請書をダウンロードし て、介護支援専門員資格更新申請を行う	・介護支援専門員証の有効期間内に各自手続 きを完了させる	福島県庁高齢								

※専門研修 I・専門研修 I・主任CM研修・主任CM【更新研修】共通の流れです

※研修ごとに日程詳細を入れたものをHP「新着情報」に公開しますので必ず確認してください。(※掲載時期は各研修の申込期間終了頃)

※県CM協会への問い合わせはHP問い合わせフォームよりお問い合わせください

共通確認事項

※専門研修Ⅰ・専門研修Ⅱ・主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員【更新研修】について

1【オンライン研修について】(1)~(5) (1) 専門研修 I・専門研修 I・主任介護支援専門員更新研修は全日程オンライン研修のため会場に集合する 研修はありません。 主任介護支援専門員研修は座学講義等はオンライン研修ですが演習は会場に集まり研修を行います。 (2) 全研修インターネットに接続できるパソコンが必要です。タブレットでも受講はできますが、可能な限りパ ソコンで受講してください。 ※資料をダウンロードし印刷していただきます。使用パソコンで ZIP ファイルや PDF を開いて、印刷で きるよう確認し準備してください。 ※機器の貸し出しはありません。 ※通信費(パケット代)は受講者のご負担となります。 (3) 専門研修Ⅰ・専門研修Ⅱ・主任介護支援専門員更新研修は演習もオンライン開催です。 参加するために、下記①~④にご注意ください。 ①カメラとマイクが必要です。パソコンに内蔵されているか確認してください。 内蔵されていない場合は別途外付けカメラをご用意ください。音声を聞き取りやすくすることと、音声が きちんと届くようにヘッドセットやイヤホンの使用をおすすめします。 ②通信環境の安定を図るため可能な限り有線ケーブルを接続してご使用ください。 ③複数人が近くで受講すると音声など混信し受講に支障をきたす恐れがありますので、なるべく個室な ど静かな場所で受講してください。 ④カメラに映る背景に個人情報が映らないようご注意ください。 (4) オンライン研修システム内の動画や演習も録画・録音禁止です。 (5) オンライン研修の詳細については、当協会ホームページに4月上旬頃掲載します。 下記よりご確認ください。

検索:「福島県介護支援専門員協会 ホームページ」

新着情報の「【法定研修】令和7年度介護支援専門員法定研修について」

2【受講申込みについて】(1)~(3)

(1) 当協会ホームページ掲載の「令和7年度法定研修受講要件フローチャート」及び各研修の実施要項にて受講要件等をご確認の上、お申込みください。

※受講要件を満たさない場合、又は満たさなかったことが判明した時点で、受講の取り消し又は、 受講修了も取り消しとなります。各自責任をもって申込み内容を確認してください。

(2) 福島県介護支援専門員協会のホームページからお申込みください。

申込み開始日朝9:00に「新着情報」へ掲載いたします。

<申込み先> 福島県介護支援専門員協会ホームページ URL https://www.fcma.jp/

※注意事項※①~⑤

①キャリア(携帯電話会社)のメールアドレスは使用できません。

②受講者1名につきメールアドレスが1つ必要です。やむを得ず1つのメールアドレスを複数の受講者で使用する場合は下記のリスクを踏まえてご判断ください。

<u>○たとえ故意ではなくてもオンライン研修システムに別の方のログインが判明した場合には不正と</u> <u>みなし、受講を取り消します。</u>

〇オンライン研修システムログイン用のパスワードを忘れた際は、再度の発行までに通常の再発行ができず、数日時間をいただく場合があります。その間は、オンライン研修の受講ができません。

③申込み後すぐに申込み完了メールが自動送信されます。(再送不可) そちらが控えとなります。

メールが届かない場合、申込みされていない可能性がありますので、問い合わせフォームからご連絡ください。

④ご連絡はすべてメールとなります。受講申込みをする前に迷惑メールの設定をご確認ください。 受信許可ドメインに「@formzu.com」のドメインの**受信許可の設定をお願いします。**

⑤「主任介護支援専門員研修」と「主任介護支援専門員更新研修」は、証明書等の添付が必要です。研修 受講申込み前までに「申込み時添付書類」を作成し、PDF などのデータにして申込みフォーム内で添付 できるように準備しお申込みください。「申込み時添付書類」については P6~9 にある各研修要項をご確 認ください。

「申込み時添付書類」の様式は当協会ホームページに掲載いたします。

(3) 各研修申込期間 ※期間外は受付不可

研修名	申込期間(令和7年)
専門研修 I	4月10日 (木)~4月23日(水)
専門研修Ⅱ	6月20日(金)~7月3日(木)
主任介護支援専門員研修	7月11日(金)~7月24日(木)
主任介護支援専門員【更新研修】	4月24日(木)~5月7日(水)

※申込期間終了頃、当協会ホームページの新着情報に申込み以降のスケジュールを掲載します。

3 【受講確定について】(1)~(2)

- (1) メールにて「受講内定通知」を送ります。内容をよくご確認ください。
- (2) 「受講内定通知」を受取った後、受講手数料(受講料)の納入をもって「受講確定」となります。(4 【手数料 (受講料)の納入について】参照)

4 【手数料(受講料)の納入について】(1)~(3)

(1) 「受講内定通知」に納入期間を記載いたします。

期間内に納入が確認できない場合は、受講取消しといたします。

(2) 福島県高齢福祉課のホームページに掲載されている、「手数料払込書」をダウンロードし、必要事項を記入し、手数料(受講料)分の収入証紙を添付し、「**県庁 高齢福祉課**」へ郵送してください。

<受講手数料払込書送付先>

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県庁高齢福祉課 介護支援専門員担当宛

※受講料を取り扱うため、到達の確認及び紛失時の損害補償の目的で、<u>簡易書留を指定して送付してください</u>。

受講手数料払込書の提出による、<u>領収証の発行や書類の写しの返却は対応いたしかねますの</u>で、提出前に写しをお取りください。

※受講払込書の送付先は、<u>「福島県介護支援専門員協会」ではありませんのでご</u> 注意ください。

(3) 各研修の手数料(受講料) テキスト代は含まない

研修名	金額	
専門研修I	28, 000円	納入期間は
専門研修Ⅱ	19, 000円	内定通知に
主任介護支援専門員研修	46, 000円	記載
主任介護支援専門員【更新研修】	32, 000円	

- ※手数料は福島県介護保険法施行条例に定められています。
- ※払い戻しはできません。

※令和4年度から、福島県収入証紙により福島県庁へ納入することになりました。その他の方法では納入できません。

- ※手数料(受講料)についての問い合わせは県庁高齢福祉課介護支援専門員担当へお願いします。
- ※手数料(受講料)の領収書発行はいたしません。

5【テキストについて】

下記のテキストを演習事前課題・演習にて使用します。

当協会 HP「新着情報」の「【法定研修】令和7年度研修に使用するテキストについて」に掲載されている申込書を使用し受講期間開始までに各自ご準備ください。

〈テキスト〉

※注文の詳細は当協会 HP「新着情報」の「【法定研修】R7 年度研修に使用するテキストについて」参照

受講研修名	書籍名	金額	
専門研修 I	新版 介護支援専門員現任研修テキスト	5280 円	
	専門研修課程I	(本体 4800 円+税 10%)	
専門研修Ⅱ	新版 介護支援専門員現任研修テキスト	4180 円	盅
(更新)(現任)共通	専門研修課程Ⅱ	(本体 3800 円+税 10%)	中央法規出版
主任介護支援専門員	新版 介護支援専門員現任研修テキスト	4400 円	出版
研修	主任介護支援専門員研修	(本体 4000 円+税 10%)	
主任介護支援専門員	新版 介護支援専門員現任研修テキスト	4400 円	
【更新研修】	主任介護支援専門員更新研修	(本体 4000 円+税 10%)	

6【受講方法について】(1)~(2)

(1) 受講方法の詳細についても、4月上旬頃当協会ホームページに掲載します。

下記よりご確認ください。

検索:「福島県介護支援専門員協会 ホームページ」

新着情報の「【法定研修】令和7年度介護支援専門員法定研修について」

(2) 各研修の受講期間・演習(予定) ※受講期間及び演習日の詳細は追ってお知らせします。

研修名	オンライン研修	演習(予定)		
	受講期間(予定)	日数	開催月	
専門研修I	6 月~7 月(30 日間)	3 日間	8月 オンライン開催	
専門研修Ⅱ	更新 9 月~10 月(30 日間) 現任 11 月~12 月(30 日間)	2 日間	更新 11 月/現任 1 月 オンライン開催	
主任介護支援専門員研修	10-11 月(38 日間)	5 日間	12 月 ※集合研修	
主任介護支援専門員【更新研 修】	7-8 月(30 日間)	4 日間	9・10 月 オンライン開催	

7 【修了証明書について】(1)~(2)

- (1) 提出物の内容等精査した上で、修了証明書を申込時入力いただいた自宅宛てに郵送にてお送りします。
 - ※申込時の自宅住所に変更がある場合には、速やかに当協会 IP 問い合わせフォームを通して新しい住所をご連絡ください。
- (2) 更新手続きについては資格の登録をしている<u>都道府県の担当課へ</u>申請してください。 ※修了証明書の再交付はできませんのでご自身で原本を保管してください。

8 【演習日の変更について】(1)~(2)

- (1) 演習日承認後の演習日変更は受け付けません。
- (2) 演習日承認後に下記のやむを得ない理由により受講が難しい場合は、速やかに当協会 IP 問い合わせフォームを通して申し出てください。

なお、開講日単位での変更はできません。

くやむを得ない理由について> 受講者自身に以下の理由がある場合

- ○3親等以内の葬儀または本人が喪主の場合
- 〇出産、または疾病等による入院治療等
- ○運営指導や監査に立ち合う必要がある場合
- ○災害による被災・罹災の状況により、県がやむを得ないと判断した場合
- ○その他、県が認めた場合

9 【キャンセルについて】(1)~(3)

- (1) 申込み後、やむを得ない事情で研修をキャンセルする場合、当協会ホームページの問い合わせフォームより**直ちにご連絡ください。**
- (2) 手数料(受講料)(収入証紙添付)提出後のキャンセルはいかなる理由でも返金できません。
- (3) やむを得ない事情により演習日を欠席した場合、専門員証有効期間の更新等に支障がある場合は、福島県高齢福祉課へご相談ください。

<福島県高齢福祉課>メールアドレス kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

10 【その他】(1)~(5)

(1) | 個人情報の取扱いについて

受講申込時に記載された個人情報は、運営管理の目的にのみ使用させていただきます。

災害の発生や感染症対策等により、保健所や県等から個人情報の開示を求められた場合は提供いた しますのでご了承ください。

- (2) 提出書類は原則として返却しません。
- (3) 災害の発生や感染症の影響等により、研修の実施方法の変更や開催を延期又は中止する場合があります。その場合、当協会ホームページ「新着情報」に随時掲載いたしますので、確認をお願いいたします。
- (4) 研修履歴及び介護支援専門員資格管理の目的で、福島県に対して情報提供する場合がありますので、 あらかじめ御了承ください。
- (5) 冊子で配布している「手引き」は令和7年3月時点の内容です。「手引き」に修正や変更等が発生した場合は当協会ホームページの新着情報に掲載しますので、随時ご確認ください。

【介護支援専門員証の更新に係る研修等Q&A】

- Q1 介護支援専門員の「実務経験」として認められる業務や期間について教えてください。
 - A「実務経験」とは下記の事業所又は施設において介護支援専門員として配置され、介護サービス計画の 作成業務へ従事した経験をいい、従事期間は研修によって異なります。

要介護認定のための調査業務、利用者やサービス提供事業所との連絡調整のみの補助的業務のみの場合や介護サービス計画の作成を行っていなかった場合は実務経験には含まれません。

- 指定居宅介護支援事業所(常勤専従の管理者であれば該当)
- •特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サ ービス事業者
- ・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設(令和6年3月まで)・介護医療院
- ・介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護 予防サービス事業者
- ・地域包括支援センター(介護予防支援事業者) 包括においては、介護予防プランを作成していれば他の職名の配置でも可。

【注意事項】

- 〇更新研修(未経験)または再研修を受講したことがある方は、更新研修(未経験)または再研修を受講するとそれまでの研修履歴と実務経験年数は換算できなくなります。各研修の受講要件を確認する際は、更新研修(未経験)または再研修を修了後に専門員証を交付され介護支援専門員として勤務した時点から換算してください。
- ○現在お持ちの専門員証について、氏名変更等による「書換え交付」や紛失等による「再交付」を受けている方は、書換え・再交付前の交付年月日から換算してください。
- ○「令和2年度専門研修 II 」の後期日程が新型コロナ感染症の影響により令和3年6月に受講延期となった関係から、現在お持ちの専門員証の「交付年月日」から「有効期間満了日」の期間が5年間未満の方がいらっしゃいます。その場合、法定研修の受講要件にある『現在の専門員証の交付日』の考え方としては、前回の専門員証の有効期間満了日(現在の CM 証の有効期間満了日の5年前)と置き換えて、実務年数を換算してください。

Q2 産休・育休中は実務経験として認められますか?

- A Q1のAに記載の通り、介護サービス計画の作成を行っていない期間は実務経験には含まれません。
- Q3 実務についたあと一度資格更新をしましたが、更新後は介護支援専門員としての実務についていません。
 - 今後、介護支援専門員としての実務につくためにはどの研修を受けたらよいでしょうか。
- A 専門員証の有効期限内であれば、福島県社会福祉協議会が実施している実務経験のない者を対象とした「更新研修」を、有効期限が切れている場合は福島県社会福祉協議会が実施している「再研修」を修了することで、資格が更新できます。

- Q4 初めて更新を迎える者です。来年 12 月で有効期間が切れますが、どの研修を受講すれば よいでしょうか?現在、実務には就いていませんが過去に実務についた経験があります。
 - A 有効期間満了日以降も実務に従事するには、今年度中に開催される「専門研修 I ・専門研修 I 」を受講する必要があります。あなたの有効期間内に「専門研修 I ・専門研修 I 」を修了している場合は、更新研修を受講する必要はありません。

Q5 2回目以降の更新研修は、どの研修を受けることになりますか?

A 前回の更新時に「専門研修 I 」及び「専門研修 II 」を修了して更新し、その後も実務経験があれば2回目 以降の更新研修は「専門研修 II 」を受講し修了することになります。

また、前回更新時に実務未経験者としての「更新研修」又は「再研修」を修了して更新した方は初回更新者の扱いとなります。前回更新以降、<u>有効期間中に実務経験があれば「専門研修Ⅰ」と「専門研修Ⅱ」を</u>修了することで資格の更新ができます。

Q6 介護支援専門員の資格取得後、一度も実務についたことがありません。 今後も実務に就く予定はないのですが、研修を受講しないと介護支援専門員としての登録・ 資格はなくなってしまうのでしょうか?

A 更新しないまま有効期間満了日が過ぎ、失効した場合でも県で管理している「介護支援専門員登録名簿」から登録が抹消されるわけではなく、登録はそのままあります。実務につく前に「再研修(実務未経験者の更新研修と同内容)」を受講した上で、新たな有効期間がついた介護支援専門員証の交付を受ければ実務に就くことができます。

- Q7 更新研修を受講せず有効期間満了日が過ぎてしまいました。ケアマネ業務はできなくなるでしょうか?また、試験を受けなければ資格はもらえないのでしょうか?
 - A 有効期間を過ぎてしまうと業務は行えません。再度、ケアマネとして従事する場合には、再研修(実務研修や実務未経験者の更新研修と同内容)を修了した上で、新たに介護支援専門員証の交付を受けることにより、ケアマネ業務に就くことができます。
- Q8 他県で登録している者です。現在福島県内の事業所で実務に就いています。 福島県で行う現任研修「専門研修 I 」「専門研修 II 」・更新研修を受講することはできますか?
- A 現任研修は、原則として登録のある都道府県で受講します。(ただし、やむを得ない事情のある場合には、 福島県にお問い合わせください。)

福島県へ「登録の移転」を御希望される場合は、福島県高齢福祉課のホームページをご覧ください。

- Q9 研修の修了証明書を紛失してしまい、修了年度が分かりません。 どうしたらいいですか?
- A 研修の修了証明書を紛失した方は、福島県高齢福祉課のホームページを参照し事前に受講証明交付申請をしてください。

受講証明書発行までには3週間程度時間がかかりますので、申込期間までに間に合うよう再交付の手続きを受けてください。

なお、研修の申込みに修了証明書(又は受講証明書)の**提出は必要ありません**が、最後に受講した研修名と修了年度の**入力が必要**です。

Q10 主任介護支援専門員の資格更新と介護支援専門員証の更新は別々に研修を受けなければ なりませんか?

A 介護支援専門員証の有効期間満了日が主任介護支援専門員研修修了日よりも前にある方は、専門研修Ⅱと主任介護支援専門員更新研修を受講する必要があります。専門研修Ⅱの受講対象年度に専門研修Ⅱを修了し、介護支援専門員証の有効期間満了日前に更新の手続きを行ってください。

なお、主任介護支援専門員更新研修終了後に介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える方は、主任介護支援専門員更新研修修了後から介護支援専門員証の有効期間満了日までの間に介護支援専門員証の更新手続きを行うことで、主任介護支援専門員の資格と介護支援専門員証をどちらも更新することができます。

- Q11 更新研修(実務未経験向け) を修了しました。今後法定から研修を受講する際に何か気を付けることはありますか?
- Q12 再研修修了しました。今後法定研修を受講する際に何か気を付けることはありますか?
 - A 更新研修(実務未経験向け)や再研修を受講すると、法定研修の要件では受講前の研修履歴と実務経験は換算できません。

各研修の受講要件を確認する際は、更新研修(実務未経験向け)や再研修修了後の研修受講履歴及び 実務経験が必要となります。

令和7年度福島県介護支援専門員研修 実施一覧(案)

令和7年2月時点

研	修種別・課程 実施団体	対象者 ※詳細は各研修の実施要 項参照	申込期間	令和7年度 実施時期(予定)	日数
	—————————————————————————————————————	<u>垻参照</u>			
	実務研修	試験に合格した者	試験の合格 発表時に案 内	12月~3月予定	講義(動画視聴)約36時間 前期演習(オンライン)4日間 後期演習(オンライン)5日間 途中実習あり
	<u>県社協</u>				
	実務未経験者 向け 県社協		7月上旬 予定	9月~10月予定	講義(動画視聴)約27時間 演習(オンライン)5日間
	ディエ (JJJ)				
更 新 研:	実務経験者向け 専門研修 I	令和8年12月末で 有効期間が 満了する者 (その他要件あり)	4月10日~ 4月23日	6月~8月予定	講義・座学(システム内) 14科目 + 演習(オンライン)3日間
修	県協会	(ての世女件のり)			英日 (77717) (日刊
	実務経験者向け 専門研修 II		6月20日~ 7月3日	9月~11月予定	講義・座学(システム内) 11科目 +
	県協会				演習(オンライン)2日間
	専門研修 I	就業後6か月以上 (その他要件あり)	4月10日~ 4月23日	6月~8月予定	講義・座学(システム内) 14科目 +
専					演習(オンライン)3日間
門研修	専門研修Ⅱ	令和9年12月末で 有効期間が満了する者 かつ基準日に 実務3年以上ある者 (その他要件あり)	6月20日~ 7月3日	11月~ 2026年1月予定	講義・座学(システム内) 11科目 + 演習(オンライン)2日間
	再研修	有効期間が満了した者で 新たに証の交付を受けよ うとする者	7月上旬 予定	9月~10月予定	講義(動画視聴)約27時間 演習(オンライン)5日間
	県社協				
主任介護支援専門員研修県協会		5年以上の介護支援専門 員実務経験 (その他要件あり)	7月11日~ 7月24日	10月~12月予定	講義・座学(システム内) 9科目 + 演習(集合研修)5日間
主任介護支援専門員 更新研修		主任介護支援専門員のう ち受講要件を満たす者	4月24日~ 5月7日	7月~9月予定	講義・座学(システム内) 11科目
県協会					演習(オンライン)4日間

注1 更新研修(実務未経験者向け)の研修内容は、再研修の研修内容と同様。 また、更新研修(実務経験者向け)の研修内容は、専門研修(専門 I・専門 II)と同様。

【実施団体について】県協会=福島県介護支援専門員協会/県社協=福島県社会福祉協議会

令和7年度介護支援専門員 専門研修 I (案)

研修 種別			研修科目	内容	(案)
			介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状		
	個人学習		対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)及び地域援助 技術(コミュニティソーシャルワーク)	講義動 (約26時	画視聴 間30分)
			ケアマネジメントの実践における倫理	************************************	
令		⊕	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働 の意義	研修記録シ	+
和		受講	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	+ 演習事前課題	
7		期	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント		
年		間	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	○講義動画視聴・研録シート・確認テストンライン研修システム ンライン研修システム ら行う ○事前課題の内容	
度		×	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント		
		後日	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント		うう
介		指	心疾患のある方のケアマネジメント		
護士		定	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	途お知らせ 	
支援			看取り等における看護サービスの活用に関する事例	※指定する【受講期間 内に完了しない場合は	
専			家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関 との連携が必要な事例のケアマネジメント	<mark>受講継続不可となりま</mark> <u>す。</u>	
門			個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習		
員	オンライン演習	1日目	接続確認・オリエンテーション		
専門			・生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント・脳血管疾患のある方のケアマネジメント・認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	6.5時間	
研始			接続確認		
修 I		2 日 目	・大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント・心疾患のある方のケアマネジメント・誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	7.5時間	オンラインによ る演習
案			接続確認		
)		3日目	・看取り等における看護サービスの活用に関する事例 ・家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機 関との連携が必要な事例のケアマネジメント	6.5時間	
			・研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り		
	※演習修了後、研修記録シート 受講後分の提出。期日は別途お知らせ※				

令和7年度 介護支援専門員 専門研修Ⅱ(案)

研修 種別			研修科目	内容(案)	
令和7年度 介護支援専F	個人学習	受講期間 】※後日指定	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開ケアマネジメントの実践における倫理リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解看取り等における看護サービスの活用に関する事例生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント脳血管疾患のある方のケアマネジメント認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント・ 、大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント・ は、他族患のある方のケアマネジメント・ は、中国では、大腿骨頭部骨折のある方のケアマネジメント・ は、中国では、大腿骨頭部骨折のある方のケアマネジメント・ は、中国では、大腿骨頭部骨折のある方のケアマネジメント・ は、中国では、大腿骨頭部骨折のある方のケアマネジメント・ は、中国では、大腿骨頭の大力で、大腿骨頭の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント・	研修記録シー 演習事 ○講義シースかー にオンラムかー の事前譲おります。	時間) ・完了) ・ 一ト 前 視確研行 内は 講場 でいる でいる では はいとない はいとない はいま はいま はい
門員 専門研修Ⅱ(案)	オンライン演習	1日目 2日目	接続確認・オリエンテーション 専門研修 II の目的と「普遍化」「自己覚知」について ・生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント・認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント・家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント・看取り等における看護サービスの活用に関する事例接続確認 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表・脳血管疾患のある方のケアマネジメント・大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント・小疾患のある方のケアマネジメント・誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント・誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント ・誘体全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	6.5時間	オンラインによ る演習
	※ 漬	寅習條	^{>} 多了後、研修記録シート 受講後分の提出。期日は別途お知ら	<u> </u> 	

令和7年度 主任介護支援専門員研修(案)

研修 種別			研修科目	内容(案)	
	個人学習		主任介護支援専門員の役割と視点	講義動画視聴 (約19時間)	
			ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	· · ·	+
令 和		受講期	終末期ケア(EOL(エンドオブライフ)ケア)を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解	研修記録シ· 演習事	+
7		問	人材育成と業務管理	※提出期	
年		×	運営管理におけるリスクマネジメント		!聴・研修記録 テストはオンラ
度		後日指定	地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)	イン研修シス	テムから行う
主			地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現	○事前課題 <i>の</i> お知	
任介			対人援助者監督指導(スーパービジョン)	<u>※指定する【</u> <u>に完了しない</u>	場合は受講
介護			個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	継続不可と	<u>なります。</u>
 亡	1	1	受付・オリエンテーション		
護支援専		目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	7時間	
古		2 日 目	受付		
門門			個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	7時間	
	集		受付		
員研	合研修	日	地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多 職種協働の実現	3時間	会場に集ま り演習
修		目	地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)	3時間	78.1
		4	受付		
案	演習	日目	対人援助者監督指導(スーパービジョン)	7時間	
		5	受付		
		目目	対人援助者監督指導(スーパービジョン)	7時間	
		※演	習修了後、研修記録シート 受講後分及び事後課題の提出。其	月日は別途お	知らせ※

令和7年度 主任介護支援専門員 更新研修(案)

研修	TM/十尺 工工厂设义设计门员 文利叫吟(木/					
種別			研修科目	内容]容(案)	
	個人学習		介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向 ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義動画視聴 (約22時間) +		
		受	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	確認テスト	· 中間·完了) +	
		講	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	研修記録シ	ート(受講前) +	
		期 間	脳血管疾患のある方のケアマネジメント		演習事前課題 義動画視聴・研修記録 ・・確認テストはオンラ 研修システムから行う 前課題の内容は別途 お知らせ	
		×	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	シート・確認っ		
令		後日	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	イン研修シス		
和		指	心疾患のある方のケアマネジメント			
7		定	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	 ※指定する【	受講期間】内	
年			看取り等における看護サービスの活用に関する事例		場合は受講継	
度			家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	<u> おに イト リ こ</u>	<u>なりまり。</u>	
-			接続確認・オリエンテーション			
主任			主任介護支援専門員の役割の確認 主任更新研修の目標の確認	30分		
介護支援	オンライン演習	1日目	適切なケアマネジメント手法基本ケアについて 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支 援の実践 ・認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント ・家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機 関との連携が必要な事例のケアマネジメント ・看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6時間		
専			接続確認			
門員更新四		2 日 目	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 ・認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント ・家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント ・看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6時間	オンラインによる 演習	
研			接続確認		八八日	
修			主任介護支援専門員の役割の確認 主任更新研修の目標の確認	30分		
(案)		3 日目	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 ・脳血管疾患のある方のケアマネジメント ・大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント ・心疾患のある方のケアマネジメント ・誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	6時間		
			接続確認			
		4 日 目	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 ・脳血管疾患のある方のケアマネジメント ・大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント ・心疾患のある方のケアマネジメント ・誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	6時間		
		*	演習修了後、研修記録シート 受講後分及び事後課題の提出	出。期日は別途	とお知らせ※	

介護支援専門員の資格に関して

福島県高齢福祉課

1 介護支援専門員の資格とは

介護支援専門員は、5年ごとに更新研修を修了し、介護支援専門員証(以下「専門員証」)の更新手続きを行わなければ業務を行うことができません。

また、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、県から交付された専門員証を提示しなければなりません。(介護保険法第69条の9)

つきましては、お手持ちの専門員証の有効期間を確認の上、有効期間内でケアプラン作成等の業務に従事してください。

(表面)

介護支援専門員証

登 録 番 号 福島 花子

 生年月日
 昭和64年8月21日

 交付年月日
 令和3年 〇月 〇日

 有効期間満了日
 令和8年 〇月 〇日

(研修区分:

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 福島県知事

【研修区分】

前回の更新時に受けた研修履歴を記載しています。

A: 実務研修

B:専門 I +専門 II

C:専門II

D:更新研修(実務未経験者)

E:再研修

F: 主任更新研修

※研修区分の記載が無い方は、前回の更新時に受けた研修の修了証明書を御確認ください。

2 専門員証を紛失された場合

福島県庁のホームページにより「介護支援専門員証再交付申請書」をダウンロードして申請してください。発行までに1か月程度かかります。

3 主任介護支援専門員の有効期間

主任介護支援専門員の有効期間は、主任介護支援専門員研修の修了から5年とされています。

また、主任介護支援専門員**更新研修**は、資格証と主任介護支援専門員資格の両方の有効期限を更新するための研修です。

なお、主任介護支援専門員研修の修了では、専門員証の更新にはなりませんので、御注意ください。

4 有効期間が満了した場合

有効期間が満了された方は、福島県社会福祉協議会が開催する「再研修」を受講することで、専門員証 の交付申請を行うことができます。

今回、研修を受講しない場合でも、介護支援専門員の登録は継続されていますので、実務に従事する前に、「再研修」を受講して専門員証交付の手続きを行ってください。

〈参考・関係法令〉

① 専門員証の書換え (施行規則第113条の23)

氏名を変更したときは、 登録事項変更届とあわせて、介護支援専門員証の書換え交付を申請しなければならない。

② 登録の移転 (法第69条の3)

介護支援専門員の登録を受けている都道府県以外で業務に従事する場合は、登録移転の申請をすることができる。

登録都道府県以外での業務に従事することはできますが、原則更新研修の受講先は登録している 都道府県で行うこととされている。

③ 登録移転に伴う専門員証の交付 (施行規則第113条の24)

登録移転の際、介護支援専門員証の交付もあわせて申請した場合、移転前の介護支援専門員証と引き換えに新たな証の交付を受けることができる。

④ 登録事項の変更 (法第69条の4)

氏名、住所に変更があったときは、遅滞なく都道府県知事に届けなければなりません。

⑤ 専門員証の再交付 (施行規則第113条の25)

介護支援専門員は、証を亡失、滅失、汚損又は破損したときは再交付を申請することができる。

介護支援専門員に関する情報(制度改正、介護支援専門員の登録・専門員証の交付等)については、福島県のホームページに掲載していますので、御確認ください。

「福島県介護支援専門員関係」 ⇒ 検索

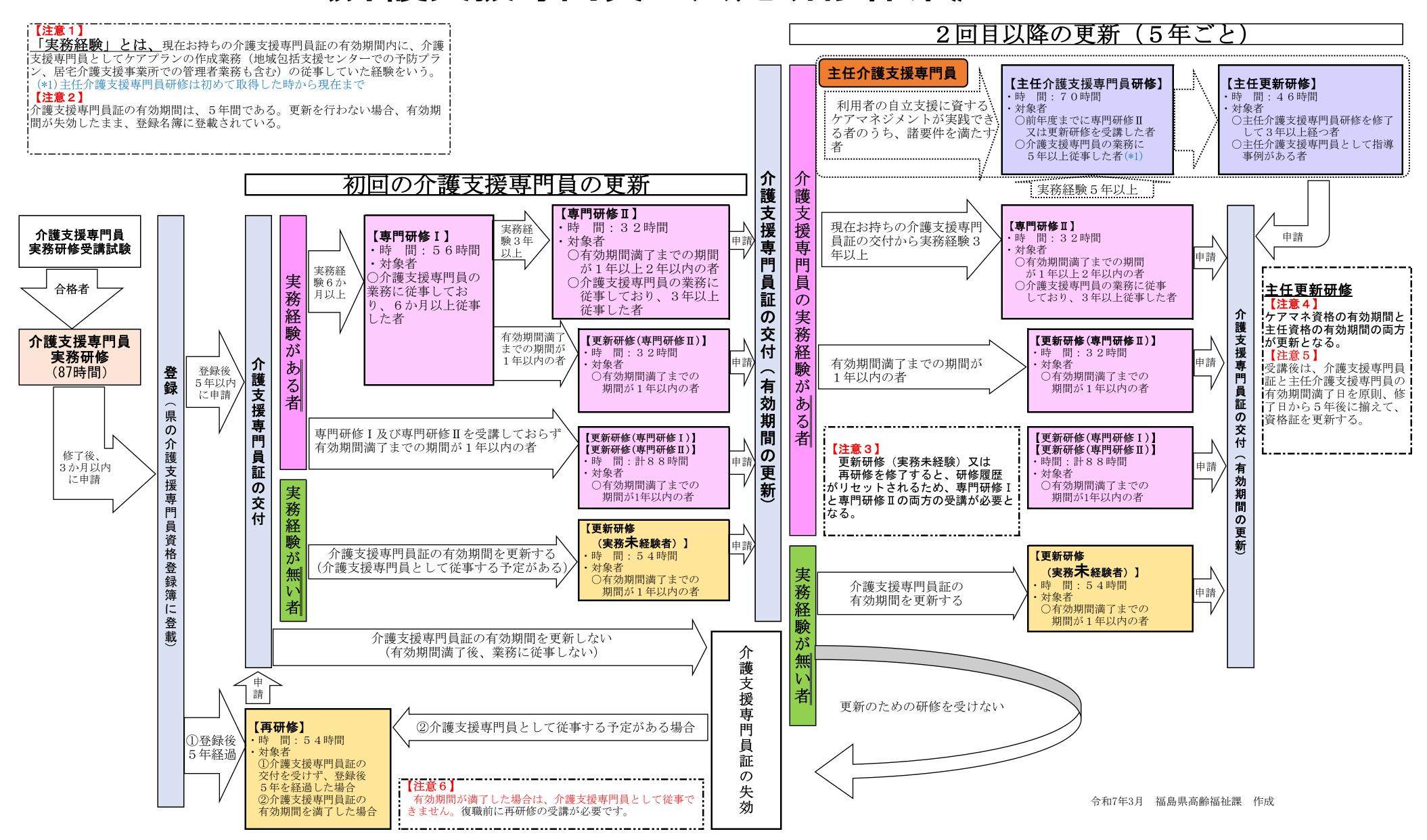
《申請先・問い合わせ先》

福島県庁 高齢福祉課 介護支援専門員担当

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

E-mail kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

《介護支援専門員の法定研修体系》



令和7年度 介護支援専門員更新研修(実務未経験者) 介護支援専門員再研修 のお知らせ

平成18年4月から、介護支援専門員証の有効期間について5年毎の更新が必要となり、 更新のための研修受講が義務づけられました。

介護支援専門員証の有効期間満了日を経過すると、介護支援専門員として実務に従事することができませんので、下記により研修の受講が必要となります。

記

1 研修の実施主体 社会福祉法人福島県社会福祉協議会(福島県委託)

2 研修の対象者

(1)更新研修(実務未経験者)

介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者であって、現在の専門員証の 有効期間内に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

※現在の介護支援専門員証の有効期間内にケアプランの作成を1度も行っていない方は実務未経験者になります。

(2)再研修

介護支援専門員証の有効期限が経過した者(有効期間が満了した者) 介護支援専門員の登録後、介護支援専門員証の交付を受けずに5年間が経過した者

3 受講料等(予定)

受講料:31,000円 テキスト代:8,800円

- 4 研修日程・受講申込み時期等
- (1)研修日程:個人研修(動画視聴による研修):9月中旬~10月中旬(約27時間) Zoomによる演習(オンライン):10月下旬(5日間)
- (2) 受講申込受付: 7月上旬予定
 - ※実施要領は、福島県社会福祉協議会のホームページで6月下旬頃に掲載します。 個人宛に研修の案内は通知しておりませんので、該当になる方は各自でご確認くだ さい。
- 5 更新研修・再研修に関するお問い合わせ先福島県社会福祉協議会 福祉研修課 電話 024-523-1259 メール fshakyo-cm@fukushimakenshakyo.or.jp ホムページ https://www.fukushimakenshakyo.or.jp
 - ※住所変更や他県への転出等の資格管理については、福島県高齢福祉課へお問い合わせください。 【福島県高齢福祉課】 kaigohoken2@pref. fukushima. lg. jp

発行 一般社団法人福島県介護支援専門員協会 〒963-8045 郡山市新屋敷一丁目 166番 SビルB号 TEL024-924-7200 FAX 024-924-7202

※電話やFAXでのお問い合わせは受け付けておりません。 県協会 HP のお問い合わせフォームよりお願いします。